

令和4年 第4回定例会 口頭報告

(令和4年12月1日)

令和4年度 定期監査第二期の結果について、ご報告いたします。

今回は、教育委員会事務局、区立小・中学校、保育園等を対象に、主に令和3年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が2点及び監査委員意見が1点ございました。

指摘事項の1点目は、「契約事務の適正な執行について」でございます。

契約事務規則第3条第2項により、50万円未満の物品の修繕については、契約事務を処理する権限が課長に委任されており、所管課は、その責任において適正に契約事務を執行することとされております。

ところで、学校ICT推進担当課の契約事務を監査したところ、児童・生徒用タブレット等修繕契約について、契約決定日、契約締結先、修繕対象機器メーカー等がすべて同一である50万円未満の案件が4件ありました。

4件の予定価格を合計すると148万6,980円であるため、契約課を通して1件の契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っておりました。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう、必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

なお、令和3年度において、今回指摘した4件を含め、同種の修繕契約を50件締結しており、大きな事務処理負担となっております。今後は、学校ICT機器の使用環境の特性を踏まえたトータル・コスト負担を考慮しつつ、機器調達を含め、より効率的な契約方法について検討されるよう申し添えます。

指摘事項の2点目は、「私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について」でございます。

子ども政策課では、東京都及び足立区の私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱に基づき、私立幼稚園内において、設置者が感染拡大防止のために購入した保健衛生用品等の経費を補助する事業を実施しておりました。

ところで、この補助金交付に係る審査状況について監査しましたところ、インターネット購入によりポイントを取得している申請がございました。

都要網FAQでは、「インターネット購入等でポイントを取得している場合には、その取得ポイント分を対象経費から差し引く」とされておりましたが、その是正処理がなされていないことから、交付決定金額に誤りが生じ、補助金の過払いが生じていることが認められました。

こうした事務処理は、都要網及び足立区補助金等交付事務規則に照らして不適切であります。今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を図るよう指摘をいたしました。

監査委員意見は、プロポーザル方式による事業者選定に関するものでございます。

地方公共団体の契約は、地方自治法第234条に基づき、一般競争入札によることが原則であります。高度の創造性、及び専門的な知見、技術を必要とする業務について、複数の事業者から企画、提案を求め、最も優れた企画を提出した事業者と契約を締結するプロポーザル方式は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」に該当する

ものとして、あくまでも一般競争入札の例外として、随意契約が認められるものであります。従いまして、価格競争性のないプロポーザル方式による調達は、その必要性を十分に検討し、真に必要と認められる場合にのみ採用するという運用が求められます。

学校用務については、平成21年度以降、プロポーザル方式により事業者選定を行っておりますが、プロポーザル方式により事業者選定することについては、次の3点の理由から、今後は、原則的契約方法である競争入札へ移行することが適切であると思われまますので検討をしていただきたいと思ひます。

1点目、プロポーザル方式による調達が、真に必要であるとは思われなないこととございます。

学校用務は、学校施設管理とその周辺業務であります。平成21年度以降、毎年プロポーザル方式による事業者選定が実施され、提案及び業務実績の蓄積により、その業務仕様は充分詳細が固められておると考えられ、プロポーザル方式により新たな提案を徴する必要性はないと思われまます。

2点目、法令、及び足立区のプロポーザル方式に係る諸規定該当性に疑問があることとございます。

令和4年9月のプロポーザル方式採用協議書におきま

して、本方式を採用する理由として、「施設の維持管理にとどまらず、学校の構成員としての意識と情熱をもって、この業務に取り組む意欲のある事業者を選定する必要がある」としておりますが、「意識と情熱」はプロポーザル方式により事業者を選定すべき理由として、法令の考え方、並びに足立区の契約事務規則等の趣旨、内容に該当しないものと思われまます。

3点目、一般的に、プロポーザル方式は、実績のある既契約者に有利に働き、実績のない事業者にとっての参入障壁となると言われております。事業者選定の状況を見ると、結果として、限られた事業者により学校用務が実施され、適切な競争性がない調達による弊害が伺えることをございます。

学校用務に限らず、長期にわたりプロポーザル方式により事業者選定が行われている事業の中には、ノウハウや業務実績が蓄積されたことにより、詳細な業務仕様書の作成が可能な事業もあるものと考えられます。そのような事業は、参加資格要件を定めた上で競争入札による事業者選定が可能であると考えられます。

プロポーザル方式を認めることは、特命随意契約を認めることに等しいことをございます。競争入札がなぜ実

施できないのか、真にプロポーザル方式による事業者調達が必要かについて、改めて、法令等の趣旨に照らして適切かつ慎重な判断を行うことを検討していただきたいと存じます。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第二期の報告とさせていただきます。